

# 監査報告書

地方独立行政法人くらて病院

理事長 八代 晃 様

私達監事は、地方独立行政法人法第 13 条 4 項及び第 34 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人くらて病院の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

## 監事の監査方法の概要

私達監事は、地方独立行政法人くらて病院監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、理事等から業務報告の聴取並びに議事録を確認。業務及び財産の状況を調査し、財務諸表、業務報告書並びに決算報告書に検討を加えました。

理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関しては、上記監査方法のほか、必要に応じて理事等から報告を求め、当該事項の状況を詳細に調査しました。

- (1) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財務状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人キャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の業務違反は認められません。

平成 26 年 6 月 9 日

地方独立行政法人くらて病院

監事 山口慎輔

監事 林宗義

